本論の目的は、仮に「ケアの倫理(ethic of care)」をひとつの理論として提示する場合、当初の意図に鑑みると、どのような理論構成を企図するのが適切かを解明するところにある。注意すべきは、ケアの倫理をひとつの倫理理論として提示するという断言を差し控えている点だ。こうした留保をつけたのは、そもそもケアの倫理を理論化することそれ自体が妥当かどうかを検討することが、本論の最終目的にほかならないからだ。その目的を達成するために、発達心理学者キャロル・ギリガンに端を発するケアの倫理、そのなかでも特に初期のケアの倫理論者の議論を中心に扱う。本論では基本的に、ケアの倫理の理論構成を企図する記述に終始し、それらを可能な限り擁護する立場から解釈し、その核心をなす主張から理論構成の提示を試みるというアプローチをとる。それにより、ケアの倫理の理論構成の解明のために、その特徴と問題点を浮き彫りにし、その問題が理論内部で解消可能かを論じる。こうした議論を通じて、元を正せばケア実践家の声に由来するその本意に立ち戻って検討した場合、ケアの倫理ははたして「理論(theory)」と呼びうるものなのか、理論化する方向性が適切なのかについて考察する。そして最後に、その倫理学的意義を指摘する。

ケアの倫理は道徳性の発達段階をめぐるローレンス・コールバーグとギリガンの間に巻き起こった発達心理学の論争に由来する。ケアの倫理は、1982 年にギリガンの主著『もうひとつの声で』において定式化され、1984 年に教育学者ネル・ノディングスの主著『ケアリング』において体系化され、その後も多くの論者によって多岐にわたる展開を遂げた。代表的なケアの倫理論者として、フェミニスト哲学者のヴァージニア・ヘルドやエヴァ・F・キテイ、政治学者のジョアン・C・トロントなどがいる。このように、ケアの倫理はケア実践に即した個別性を重んじる倫理的立場のひとつとして、一定の評価を獲得している。

ただし、それはあくまでもケア実践家の声を代弁する倫理的視点としてのケアの倫理にたいする評価に限ってのことだ。ケアの倫理は、その理論的脆弱性にたいする懸念が根強く、そもそも倫理学の研究対象として相応しくないとみなされることも少なくない(cf. Driver 2006)。かといって前述の評価が不当なものだと断言するのも拙速だ。倫理学理論が一定の普遍性(universality)や不偏性(impartiality)をその理論の核心に含む、自己規定をなしうる体系的理論だとみなすと(cf. Kuhse 1997, chap. 4)、こうした評価はある意味で妥当だと言える。しかし、従来の倫理学理論のみでは汲み尽くせない倫理的問題が生じたからこそ、それまで聞き届けられることなく黙過され、場合によっては「隠蔽」(Tronto 1993, p. 135)されてきた、日々のケアの営みから発せられる声が徐々に聞き届けられるようになったことも確かだ。そこには容易に看過しえない問題が含み込まれている。

ところが、ケアの倫理にかんする理論研究は、いまだに不十分な状況にとどまる。こうした傾向は特に日本国内において顕著だ。英語圏のケアの倫理研究では、前述したケアの倫理 論者に加えて、リベラル・フェミニストのスーザン・M・オーキンや功利主義者へルガ・ク ーゼ、ケイパビリティ・アプローチを称揚するマーサ・C・ヌスバウム、ヒューム研究者のマイケル・スロートなど、ケアの倫理に共鳴しながらも、異なる立場からケアの倫理を扱う論者によって、その理論研究を推進する動向が散見される。これにたいして国内では、ケアの倫理の体系的な理論研究はそれほど活発に行なわれているとは言いがたい。特に倫理学分野のなかで、英語圏のギリガン由来の体系的なケアの倫理研究に限れば、品川哲彦による研究(品川 2007)が挙げられるにとどまる!。

さらに英語圏の研究に目を向けてみても、ケアの倫理をひとつの理論として提示することは、前述した代表的なケアの倫理論者においても、少なくとも十全な形では果たされているとは言いがたい。徳倫理学が当初、他の倫理学理論を否定するしかたでしか自己規定できなかったことを批判されていたのと類似した傾向が(cf. Driver 2006)、ケアの倫理の理論研究の現状にも当てはまる。このように、ケアの倫理がひとつの理論となりうるかについて探究し、そもそもその方向性が妥当かどうかを検討することは、ケアの倫理の理論研究にとって重要であるにもかかわらず、これまでほとんど取り組まれてこなかった。なお、この点が、ケアの倫理の代表的な論者の研究と本論を分かつ特徴のひとつでもある。

本論は6章、および補論から成り、以下のような構成をとる。

第1章では、ケアとは何か、ケアに基づくアプローチとはどのようなものかについてその 輪郭を示す。ケアの倫理を記述する予備考察を行なったうえで、道徳性の発達段階をめぐっ て交わされたコールバーグ/ギリガン論争を紹介する。

第2章では、初期の論者のなかでも、特にケアの倫理の理論研究を積極的に行なったノディングスの議論を中心に、ケアの倫理の基本構成を示す。それにより、ケアの倫理は普遍的原理・原則に基づく倫理学理論に特徴的な抽象的思考、その画一的な適用、不偏性の重視に疑義を呈し、そうしたアプローチとは対照的に、具体的な状況の重視、人間の有限性の認識に根差した一定の偏性(partiality)の容認、個別性の重視を含むことを明らかにする。また、ケアの倫理において、倫理的行為を指導する「倫理的理想(ethical ideal)」と、その人間観である「関係的自己(relational self)」について説明し、その独自の自己理解、そこから派生したニーズ論を描き出す。さらに、ノディングスに影響を与えた先駆的研究として、ミルトン・メイヤロフのケア論を概観し、本論におけるメイヤロフの位置づけを示す。

第3章では、ケアの倫理の理論的変遷から、その基本的特徴を明らかにする。具体的には、ケアの倫理の三つの問題点を指摘する。第一に、ケアの倫理では、遠い者や隔たりのある者

と、それほど盛んに取り組まれているとは言いがたい。

¹ 他にも、ケアの倫理の紹介者である川本隆史(川本 1995)や金井淑子によるフェミニズムの観点からの示唆(金井 2011)、そして行為論では早川正祐(早川 2008; 2013)が挙げられる。なお、社会学においては山根純佳(山根 2005)や上野千鶴子(上野 2011)がケアワークをめぐる研究を展開しており、政治学の分野では岡野八代(岡野 2012)、法学では服部高宏(服部 2017)や池田弘乃(池田 2022)、看護学においては西村ユミ(西村 2001; 2014; 2016)など、ケアの倫理から派生した議論、あるいはケア論として、理論的検討が重ねられている研究は枚挙にいとまがない。しかし、その倫理的側面に焦点を当てた体系的な研究となる

へのケアがなされがたい、あるいは疎かになりがちだという批判だ。第二に、ケアの倫理が その倫理的基礎とするケア関係には一定の力関係が伴うがゆえに、ケア関係にはケアする ひとが搾取され、同時にケアされるひとがパターナリズムに陥るおそれがあるという懸念 だ。第三に、ケアの倫理が要請するケア能力は、女性にのみ備わった能力なのか、それとも ケア経験によって身につけられうる能力なのかというケアとジェンダーをめぐる問題だ。 前記三つの論点を、これ以降の3つの章にわたって取り上げる。

第4章では、第3章における第一の論点への応答の端緒として、正義対ケア論争を扱う。 前述のように、ケアの倫理は、親密な者のケアを重視するがゆえに、遠い者、隔たりのある 者へのケアがなされがたいという理論上の問題をはらむ。そのため、不偏性を重視する正義 の倫理とケアの倫理との間で適切な関係を結ぶことで、この問題にたいする一定の解答を 見込みうる。そこで、両者の特徴を概観し、ギリガンによる「結婚」の比喩と「反転図形」 の比喩、およびグレース・クレメントによる両者の中立的な「統合」論と、ヘルドによるケ ア基底的な「編み合わせ」論とを比較検討する。そして、両者の適切な関係には、両者が異 質な倫理的基礎をもつことを認める必要があるがゆえに、ギリガンの反転図形の比喩とヘ ルドの編み合わせ論が妥当なあり方だという私見を述べる。

第5章では、第3章における第二の論点をめぐる問題として、ケアするひととケアされるひとの力関係をめぐる問題に焦点を当てる。ケアの倫理は、ケアしケアされる関係(ケア関係)を倫理的基礎と捉える。ケア関係への注目は、自律的な人間観の限界に端を発する。これにより、これまで倫理学のなかで看過もしくは軽視されつづけてきた人間の依存的なあり方に目が向けられるという画期的な事態がもたらされた。正義の倫理では、子どもや病人、障害者や高齢者などの依存的なあり方、すなわち非対称性を内包する関係が想定されていない。しかし、ケアの倫理の依存的人間観にも、拭いがたい問題点がある。それは、ケアするひととケアされるひとは能力の面で非対称であるがゆえに、ケア関係は一定の力関係を伴うという問題だ。すなわち、ケアするひとは搾取構造に巻き込まれがちであり、ケアされるひとかり問題だ。すなわち、ケアするひとは搾取構造に巻き込まれがちであり、ケアされるひとがパターナリスティックな抑圧に陥りやすいという、ケア関係の暴力性の問題だ。そのなかで特に後者の問題、すなわちケアされるひとへの抑圧の問題を、弱いパターナリズムとしてのケア関係という発想を手がかりに考察する。

第6章では、第3章における第三の論点に取り組む。ケアの倫理が提唱されて以来、ケアは「女性の声(women's voice)」(Gilligan 1982)や「女性的アプローチ(feminine approach)」(Noddings 1984)、「母的思考(maternal thinking)」(Ruddick 1989)など、女性や母親と分かちがたく結びつけられ、そうした表現を用いて言い表されてきた。それにより、ケアの倫理はフェミニストから注目されたと同時に、それ以上に多くの批判を向けられてきた。そのなかで特に重要な論点が、ケア能力は女性にのみ備わる能力なのか、それともケア経験の蓄積により誰でも身につけられうるのかという問題だ。まず、フェミニストからケアの倫理に寄せられた批判の要点を整理し、ケアの倫理論者はケア能力がケア経験に依拠して発達すると考えているのであって、自身の理論が生物学的本質主義に陥るわけではないと主張している

ことを確認する。そのうえで、ノディングスが、2010年の著作『母親らしさの要因』におい て、ケア能力の源泉のひとつを「母性本能(maternal instinct)」という生物学的な特性に結び つけて説明している意味について考察し、次の三点を主張していることを指摘する。 すなわ ち、(a) ノディングスは、ケア能力がすべての女性に通有の本性だと主張しているのでもな ければ、母性本能からしか発達しないと主張しているわけでもないこと、むしろ(b) 生物学 的特性という身体と不可分の問題を避けて通ることこそ、実際の生身の人間の身体を捨象 した捉え方であるとみなしていること、(c) 生物学的決定論と文化・環境決定論のどちらか 一方のみでジェンダーの問題を説明するには限界があり、いずれをも考慮に入れて検討す るのが穏当であると考えていることだ。さらに、フェミニストが生物学的性別の存在そのも のを否定しようとするのは、その事実を認めることが規範としての男女の役割を認めるこ とを導くと解釈され、性差別を再生産してしまうという懸念に起因する。一方、ノディング スによる主張の核心は、性別や人種、障害といった逃れられない身体性が人間に備わってい ることが事実である以上、そこから出発してどのような規範をつくり上げるのかという問 いであることを述べる。ここで留意すべきは、人間の自然を抑圧する規範をつくるのか、そ れとも性別を問わずケア能力を身につける規範を打ち出すのかという問いに直面した際に、 いずれを選択するのかという点にほかならない。それが私たちに委ねられた重大な問いで あり、その問いは実証的な事実とは区別して問われるのが妥当である。この点こそが、ノデ ィングスの本意であることを示す。

補論では、ジョン・ロールズによる障害者の捉え方、アマルティア・センとヌスバウムそれぞれのケイパビリティ・アプローチにおける障害者の位置づけ、ケアの倫理におけるそれらとの異同について述べる。それにより、ケア関係から障害者を捉えることによる新たな視座と、依存的で傷つきやすいという関係論的人間観から捉えることで、ケアの倫理が障害の社会モデルに理論的基礎を与えうることを指摘する。それにより、ケアの倫理の障害学への適用可能性を示唆する。

以上の議論から最後に、そもそもそうした理論構成、ならびに理論化という方向性をとることが、ケアの倫理の主意に照らし合わせて妥当な方向性かどうかについて問い直し、次のように結論づける。すなわちケアの倫理は、(1) 功利主義、義務論、徳倫理学に代表される現代規範倫理学の主流の枠組みに照らすと、自己規定をなしうる体系的な「倫理学理論」とはみなしえないこと、(2)非理論的なものとして、従来の倫理学の手前にあり、善悪正邪の評価を差し控えざるをえない場合に直面しがちなケア実践であること、(3) 批判的視点から既存の枠組みを問い直す知識批判としての意義があること、(4)倫理学そのものに疑問を投げかける役割を果たすことで、正義の倫理にたいする批判点のゆるやかなスペクトラムを形成し、ケア関係を理論的基礎に据える、正義の倫理とは異なる「倫理理論」であること、(5) 依存的で傷つきやすい関係論的行為者像という独自の人間観を打ち出していることだ。以上より、ケアの倫理は、従来の倫理学理論とは異なる視点から捉えると、「理論」でありうる一方、従来の倫理学理論においては非理論的なもの、実践にほかならないと結論する。

参考文献

- Driver, J., (2006) 'Virtue Theory', in *Contemporary Debates in Moral Theory*, (ed.) J. Dreier, Malden, Mass: Blackwell, pp. 113-123.
- Gilligan, C., (1982) In a Different Voice: Psychological Theory and Women's Development, Cambridge: Harvard University Press. (川本隆史・山辺恵理子・米典子訳『もうひとつの声で——心理学の理論とケアの倫理』、風行社、2022 年。)
- Kuhse, H., (1997) *Caring: Nurses, Women, and Ethics*, Oxford: Blackwell Publishers. (竹内徹・村上弥生訳『ケアリング——看護婦・女性・倫理』、メディカ出版、2000 年。)
- Noddings, N., (1984) Caring: A Feminine Approach to Ethics & Moral Education, Berkley: University of California Press. (立山善康他訳『ケアリング――倫理と道徳の教育一女性の観点から』、晃洋書房、1997年。)
- Ruddick, S., (1989) Maternal Thinking: Toward a Politics of Peace, Boston: Beacon Press.
- Tronto, J., C., (1993) Moral Boundaries: A Political Argument for an Ethic of Care, New York: Routledge.
- 池田弘乃 (2022)『ケアへの法哲学:フェミニズム法理論との対話』、ナカニシヤ出版。
- 上野千鶴子 (2011)『ケアの社会学——当事者主権の福祉社会へ』、太田出版。
- 岡野八代 (2012)『フェミニズムの政治学――ケアの倫理をグローバル社会へ』、みすず書房。
- 金井淑子 (2011)『依存と自律の倫理』、ナカニシヤ出版。
- 川本隆史 (1995)『現代倫理学の冒険——社会理論のネットワーキングへ』、創文社。
- 品川哲彦 (2007) 『正義と境を接するもの——責任という原理とケアの倫理』、ナカニシヤ 出版。
- 西村ユミ (2001)『語りかける身体——看護ケアの現象学』、ゆみる出版。
- --- (2014) 『看護師たちの現象学--協働実践の現場から』、青土社。
- ---(2016)『看護実践の語り--言葉にできない営みを言葉にする』、新曜社。
- 服部高宏 (2017)「発題 統一テーマ「ケアの法 ケアからの法」について」『法哲学年報 2016』 日本法哲学会編、有斐閣、1-7 頁。
- 早川正祐 (2008) 「分析的行為論におけるケア概念」、『哲学』、第 59 号、日本哲学会編、261-276 頁。
- ---(2013)「ケアと行為者性の哲学: 揺れ動くものとしてのケアと行為者性」、東京大学、博士論文。
- 山根純佳 (2005)「『ケアの倫理』と『ケア労働』——ギリガン『もうひとつの声』が語らなかったこと」、『ソシオロゴス』、29 号、ソシオロゴス編集委員会、1-18 頁。